

県参与の職務遂行における政治的中立性・公平性確保のための指針

1 参与職の基本的性格及び法的規制等

- 参与職は全体の奉仕者たる地方公務員の一員として、特定の県民や団体ではなく県民全体の利益のために奉仕すべき地位にあり、相応の中立性及び公平性が求められる。
これを踏まえ、勤務時間中は特定の政治団体等を支援する政治活動は行わず、勤務の一環として活動する以外の場面にあっては県参与の肩書・名刺・公用の資源は使用しない。
- 参与職は地方公務員法上の特別職として、同法第 36 条に規定する「政治的行為」（投票、署名、資金集めへの働きかけ等）への制限については適用を除外される一方、公職選挙法第 136 条の 2 に規定する「公務員等の地位利用による選挙運動の禁止」の規定は適用される。これは勤務時間外の行為についても同様である。

2 選挙応援等における行動指針

(1) 基本方針

参与が高知県内で行われる公職の選挙に関連して、特定の候補への選挙応援等（選挙に近接する時期における政治活動を含む。）を行う場合には、上記法令の規定を遵守することはもとより、公務遂行における中立性及び公平性について県民から疑念を抱かれる行為、あるいは、例えば対立陣営を過度に批判する演説を行うといった今後の公務遂行に支障を来す恐れのある言動に及ぶことは厳に慎むなど、節度を持って対応する。

(2) 参与が選挙応援等に従事する場合の手続

- ① 参与が不特定多数の者を対象とした選挙応援等を行おうとする場合は、事前に知事、副知事に協議を行う。
- ② 選挙終了後、知事、副知事が本人から上記選挙応援等の実績を申告させた上で、以下の点を確認する。
 - ア 参与としての勤務時間中に選挙応援等を行っていないこと
 - イ 2（1）の基本方針に沿った活動を行ったこと

(参考)

- ※1 第51回衆議院議員総選挙（令和8年2月8日投開票）に関して、参与から知事及び副知事に対し選挙応援等を行う旨の協議があった。また、同選挙終了後、知事、副知事及び参与との間で、上記指針2（2）②に沿った活動を行ったことを確認した。